

大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定の申請

に関する要綱施行基準

制定：平成21年9月29日

最近改正：令和3年11月1日

（目的）

第1条 この基準は、大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定の申請に関する要綱（以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（認定申請の添付図書）

第2条 要綱第2条に規定する添付図書は、次の表に掲げるものである。

認定申請の添付図書	
図書の種類	特に明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	移動等円滑化経路、駐車場、敷地内通路その他必要な事項
各階平面図	移動等円滑化経路、廊下、階段、便所、案内設備等、その他必要な事項
その他	市長が認定にあたって、特に必要と認める図書

（認定通知書）

第3条 市長は、要綱第2条に基づく申請について認定を行った場合は、別記様式による認定通知書により、申請者に通知する。

(施行の細目)

第4条 この基準の実施に関して必要な事項は、計画調整局長が定める。

附則

この規準は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規準は、令和3年3月15日から施行する。

附則

この規準は、令和3年11月1日から施行する。